

○公営住宅整備事業等補助要領（平成 8 年 8 月 30 日建設省住備発第 83 号）

（傍線部は改正部分）

新			旧		
公営住宅整備事業等補助要領			公営住宅整備事業等補助要領		
平成 8 年 8 月 30 日 建設省住備発第 83 号 建設省住宅局長通知			平成 8 年 8 月 30 日 建設省住備発第 83 号 建設省住宅局長通知		
<u>最終改正 令和 6 年 12 月 17 日国住備第 100 号</u>			<u>最終改正 令和 6 年 3 月 29 日国住備第 463 号</u>		
第 1 ～第 17 （略）			第 1 ～第 17 （略）		
第 18 災害公営住宅整備計画及び既設公営住宅復旧計画 （略）			第 18 災害公営住宅整備計画及び既設公営住宅復旧計画 （略）		
2 （略）			2 （略）		
3 前 2 項の災害確定報告書等の策定に当たっては、以下のとおりとする。			3 前 2 項の災害確定報告書等の策定に当たっては、以下のとおりとする。		
一 被災した住宅の滅失、損傷の区分は、次表による。			一 被災した住宅の滅失、損傷の区分は、次表による。		
被害区分		被害の程度	被害区分		被害の程度
滅失	全 壊	住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の 50%以上に達した程度のもの。	滅失	全 壊	住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の 50%以上に達した程度のもの。
	<u>全流失</u> 全 焼			<u>全流出</u> 全 焼	
損傷	半 壊	住宅の損壊部分とその住宅の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の 20%以上 50%未満のもの。	損傷	半 壊	住宅の損壊部分とその住宅の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の 20%以上 50%未満のもの。
	半 焼			半 焼	

<table> <tr> <td>その他</td><td>上記以外のもの。</td></tr> </table> (注1) 損壊とは、住宅に被災による損傷、劣化、傾斜等の変化が生じることにより、補修を行わなければ被災前の機能を復元し得ない状況に至ることをいう。 (注2) 主要な構成要素とは、住宅の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住宅の一部として固定された設備を含むものをいう。 二 (略) 第19～第30 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>第 1 施行期日</u> <u>この要領は、令和6年12月17日から施行する。</u> <u>第2 令和6年能登半島地震に係る被災住宅の滅失及び損傷に係る区分の特例</u> <u>令和6年能登半島地震</u>によって被災した住宅に係る第18第1項及び第2項に掲げる災害確定報告書等を策定する場合にあっては、第18第3項第一号の表にかかわらず、被災した住宅の滅失、損傷の区分は次表による。 <table> <tr> <th>被害区分</th><th>被害の程度</th></tr> <tr> <td>滅失</td><td>① 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害</td></tr> </table>	その他	上記以外のもの。	被害区分	被害の程度	滅失	① 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害	<table> <tr> <td>その他</td><td>上記以外のもの。</td></tr> </table> (注1) 損壊とは、住宅に被災による損傷、劣化、傾斜等の変化が生じることにより、補修を行わなければ被災前の機能を復元し得ない状況に至ることをいう。 (注2) 主要な構成要素とは、住宅の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住宅の一部として固定された設備を含むものをいう。 二 (略) 第19～第30 (略) 附 則 (略) <u>(新設)</u> ----- ※比較用（東日本大震災対応時の特例措置） 第2 <u>東日本大震災</u>に係る被災住宅の滅失及び損傷に係る区分の特例 <u>東日本大震災</u>によって被災した住宅に係る第18第1項及び第2項に掲げる災害確定報告書等を策定する場合にあっては、第18第3項第一号の表にかかわらず、被災した住宅の滅失、損傷の区分は次表による。 <table> <tr> <th>被害区分</th><th>被害の程度</th></tr> <tr> <td>滅失</td><td>① 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害</td></tr> </table>	その他	上記以外のもの。	被害区分	被害の程度	滅失	① 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害
その他	上記以外のもの。												
被害区分	被害の程度												
滅失	① 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害												
その他	上記以外のもの。												
被害区分	被害の程度												
滅失	① 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害												

	<u>割合の 50%以上に達した程度のもの。</u> <u>② ③に掲げる被害の程度に該当する住宅であって、通常の修繕では居住することができないなどの理由により、解体することを余儀なくされたもの。</u>		割合の 50%以上に達した程度のもの。 ② ③に掲げる被害の程度に該当する住宅であって、通常の修繕では居住することができないなどの理由により、解体することを余儀なくされたもの。
損傷	<u>③ 住宅の損壊部分はその住宅の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の 20%以上 50%未満のもの。</u> <u>④ ①、②及び③以外のもの。</u>	損傷	③ 住宅の損壊部分はその住宅の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の 20%以上 50%未満のもの。 ④ ①、②及び③以外のもの。
<u>(注 1) 損壊とは、住宅に被災による損傷、劣化、傾斜等の変化が生じることにより、補修を行わなければ被災前の機能を復元し得ない状況に至ることをいう。</u>		(注 1) 損壊とは、住宅に被災による損傷、劣化、傾斜等の変化が生じることにより、補修を行わなければ被災前の機能を復元し得ない状況に至ることをいう。	
<u>(注 2) 主要な構成要素とは、住宅の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住宅の一部として固定された設備を含むものをいう。</u>		(注 2) 主要な構成要素とは、住宅の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住宅の一部として固定された設備を含むものをいう。	